

香港、戦略的産業・投資誘致に向けた優遇税制を提案

香港政府は最近、立法会の財政事務委員会向けに説明資料を提出し、戦略的産業や投資の誘致に向けた幅広い優遇政策パッケージの一環として、新たな優遇税制を提案しています。この優遇税制案が可決された場合、主要セクターで事業を行う適格企業を対象に、最長5年間、5%または8.25%の優遇税率が適用される可能性があります。改正法案は2026年12月に立法会へ提出される見込みであり、当該優遇税制は2027/28年度から適用される予定です。

この優遇税制案は、香港の優遇措置に対する方針が、適用対象を絞った承認型フレームワークへと移行するという大きな流れを示唆しています。これは、最近のコーポレート・トレジャリー・センター（以下、「CTC」）向け優遇税制の拡充案ともおおむね整合しています。同案でも、一部の優遇措置の適用には、同様に申請と承認の手続きが必要となる見込みです。

この優遇税制案が既存または計画中の香港事業に適用される可能性についてご関心のある方は、EY税務担当者までお問い合わせください。

本優遇税制の主な特徴

対象となる企業

本優遇税制案は、主要セクターで事業を展開し、以下を含む特定の活動を行う適格企業を対象としています。

セクター	特定活動案	設例
先進製造業	▪ 革新的な技術、デジタル機器、または先端素材を活用したあらゆる製品の製造	自動生産ラインを用いた環境配慮型・スマート建築資材やその他の製品の製造
イノベーション・テクノロジー（I&T）の研究開発（R&D）	▪ 知識の拡充を目的とする自然科学または応用科学分野の活動 ▪ 新製品または大幅に改良された製品の導入に向けて、新たな科学的または技術的知識を得るための調査	漢方薬、医薬品、先端医療機器、半導体またはスマートデバイスの研究開発
本部統括機能	▪ 香港に拠点を有し、かつ香港以外の少なくとも1つの地域で事業を行う企業グループについて、その事業および運営活動の管理・調整・統制を行うグローバル本部または地域本部を香港に設置・運営	グループ向けのソーシング・調達、サプライチェーンマネジメント、トレジャリー活動
物流・サプライチェーンマネジメント	▪ 物品または資材の保管・仕分け・包装・輸送または税関申告に関する代理サービス（当該物品または資材の所有権を取得しない）	在庫管理・サプライチェーンマネジメント、貨物の取扱い、製品のラベル貼付・梱包、貨物輸送手配に関するサービスの提供
金融	▪ クオンツファンド向け投資運用サービスの提供 [1] ▪ デリバティブ市場またはコモディティ（商品）に関する業務 ▪ フィンテック（金融技術）に関する業務	クオンツファンドの運用、デリバティブ取引、フィンテック拠点の設立

この優遇税制案では、以下の企業が対象となる予定です。

- 香港で新たに設立される企業
- すでに香港で事業を行っている企業

すでに香港で事業を行っている企業の場合、これらの優遇措置は適格活動から生じるすべての利益に自動的に適用されるわけではなく、過去の利益を基準とした額を上回る増加分（すなわち、適格増分利益）にのみ適用されます。

適格増分利益＝当年度の適格利益－直前3年間の適格利益の平均額

現行の優遇税制の適用範囲および要件を満たす企業は、事前承認を得ずに、引き続きこれらの業種別優遇税制を利用できます。

[1] クオンツファンドとは、投資戦略の策定・実施・投資判断において、コンピュータを用いて定量的手法の活用が重要な役割を果たすファンドを指します。

実質的活動要件

OECDの優遇税制に関する要件に沿って、適格企業には、以下に関する最低基準を満たすことが求められます。

- 事業運営支出
- 適格常勤従業員

政府は、OECDの実質的活動要件を満たしつつ、香港周辺の国・地域の類似制度を参考に最低基準を決定する方針を示しています。具体的な最低基準はまだ公表されておらず、法令に規定される予定です。

承認型のフレームワーク

承認手続き

この優遇税制の適用を希望する企業は、以下の正式な承認手続きが求められます。

1. Invest Hong Kong（以下、「InvestHK」）および戦略的企業誘致局（以下、「OASES」）と協働する
2. 香港での事業計画書を提出する
3. 財務長官が率いる産業・投資誘致優遇政策運営委員会による審査を受ける
4. 適用される優遇措置の内容・条件を明記した承認証明書を取得する

なお、申請審査は、各企業の規模、事業内容、事業計画などを考慮して総合的に行われます。

承認証明書には、以下の事項が明記される見込みです。

- 適格活動
- 優遇税率
- 適用期間
- 事業運営支出額および適格常勤従業員数に関する要件
- 追加条件（該当する場合）

立法会への説明資料には、香港への新しい技術の導入や所定の投資額など、追加条件の設例が示されています。

したがって、承認を受けた企業は、優遇措置の適用期間を通じて、税務上の条件と、より広範な政策目標の両方を満たす必要がある場合があります。InvestHKやOASESは、対象企業が引き続き要件を満たしているかを確認するため、モニタリングを行います。また、対象企業には、要件を満たしていることを示す報告書およびサポート書類の提出が求められます。

適用期間・更新

この優遇措置は、原則として最長5年間適用されます。

適用期間の満了後も引き続き、この優遇税制の適用を希望する企業は、新たな投資計画または発展計画を添えて、改めて申請する必要があります。適用期間の延長には改めて審査を受ける必要があり、自動的に延長されるわけではありません。



EYの所見

EYは、香港に戦略的産業・投資を誘致するための優遇政策パッケージを導入するという政府の提案を評価しています。この優遇税制案は、現行の優遇税制の枠組みを拡充する注目すべき措置であり、付加価値の高い活動、投資、人材を香港に誘致する幅広い戦略の一環として、特定対象型の税制措置を展開していくという香港政府の前向きな姿勢を示すものです。

特定対象型の優遇措置フレームワーク

この優遇税制案は、香港の優遇措置に関する方針の大きな転換を示すものと考えられます。従来、香港の優遇税制は、一般に法令で明確に定められた基準に基づいて運用され、納税者が優遇措置の適用要件を満たしているかを自ら判断する仕組みとなっていました。

これに対し、この優遇税制案では、正式な申請・承認手続きが導入されます。適用要件を満たすかどうかの審査では、企業の投資計画、事業活動、香港への経済貢献の見込みなどが考慮されます。この方針は、政府が今年初めに公表したCTC向け優遇税制の拡充案の方向性ともおおむね整合しています。同案でも、一部の優遇措置の適用には、同様に承認手続きが必要となる見込みです。

これらの動向を総合的にみると、投資誘致の方針が、より戦略的かつ対象を絞ったものへと転換しつつあることがうかがえます。この方針の下では、優遇税制措置は、重点産業やプロジェクトを支援する幅広い施策パッケージの一部を構成することになります。こうした方針により、政府は、戦略的投資の誘致をめぐる国際競争の中で、個々の企業の事業状況や政策目標に応じて、優遇措置をより柔軟に調整できると考えられます。

本部統括機能の対象活動への追加

EYは、本部統括機能が適用対象になったことを歓迎いたします。これは、EYが近年、毎年の政府予算案において一貫して求めてきた内容を反映するものです。

香港は、低税率かつ簡素な税制、厚みのある資本市場、高度な技能を持つ人材、中国本土への近接性、確立された専門サービスのエコシステムなど、地域統括本部やグローバル本部の運営に必要な多くの特性を備えています。この優遇税制案は、地域統括、調達、トレジャリー、物流、サプライチェーンマネジメントの各機能を新設・拡充しようとする多国籍グループにとって、事業拠点としての香港の魅力を高めるものと考えられます。

特に重要なのは、本部統括機能による経済的便益が、本部を担う企業自体にとどまらず、より広範な経済に波及することが多い点です。こうした活動は、専門サービス、金融、法務、コンプライアンス、テクノロジー関連サービスへの需要拡大に加え、人材育成や地域の意思決定機能を通じて、幅広い経済的波及効果を生み出す可能性があります。この点において本優遇税制案は、より広範なビジネスエコシステムの発展に寄与し、地域統括拠点としての香港の地位を強化するものと考えられます。

BEPS2.0第2の柱との関係

説明資料では、本優遇税制案と香港のBEPS2.0第2の柱に関するルールとの関係について、現時点では言及されていません。

OECDのBEPS2.0第2の柱のフレームワークでは、政府支援の形態によって、税務上の取扱いが異なります。特に、適格還付税額控除は、一般に、対象租税の減額ではなく所得として扱われるため、BEPS2.0第2の柱における適用対象企業の実効税率を維持する効果が期待されます。また、OECDは、BEPS2.0第2の柱の導入後も実効性を維持できる優遇措置の設計に関する幅広い議論の一環として、「適格優遇税制」という概念を策定しました。ただし、従来の優遇税率は一般に対象租税を軽減させるため、トップアップ税が課される可能性が高まります。

5%または8.25%という事業所得税の優遇税率は魅力的に見えるかもしれませんが、BEPS2.0第2の柱の適用対象となる多国籍グループの場合、実効税率の引き下げによってトップアップ税が発生する恐れがあります。そのため、この優遇税制案による実質的な便益については、グループ全体のBEPS2.0第2の柱における対応状況を踏まえて検討することが必要です。

こうした背景を踏まえ、重要な政策上の検討事項となるのは、事業所得税の優遇税率が、グローバル・ミニマム課税ルールの対象となる大規模な多国籍グループを誘致する上で、引き続き最も効果的な仕組みであるかどうかという点です。多くの国・地域では、投資インセンティブの設計に対する再検討の動きが強まっています。また、還付可能税額控除や補助金のほか、BEPS2.0第2の柱のフレームワークの下でより有利な結果をもたらし得るその他の代替的な支援策についても検討が進められています。

重要な詳細事項は依然として不明確

この優遇税制案については、事業上重要となる以下の点がまだ不明確です。

- 5%または8.25%の優遇税率それぞれの適用要件
- 経済的実体に関する具体的な基準
- 各種のケースにおける適格増分利益の算出方法
- 租税回避防止規定および優遇措置の取消しに関する規定（クローバック規定）
- 承認を維持するために必要な書類
- 優遇政策パッケージに含まれる他の施策との関係

これらの多くは、この優遇税制の利用しやすさとその競争力を左右する重要な要素です。そのため、改正法案やその後の政府からの公表を通じて、詳細が明確になることが期待されます。

この優遇税制案が貴社の既存または計画中の香港の事業に適用される可能性については、EY税務担当者までお問い合わせください。



Hong Kong office

Benny Cheung, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services

Wilson Cheng
Tax Leader for Hong Kong and Macau
+852 2846 9066
wilson.cheng@hk.ey.com

Hong Kong Tax Services

Wilson Cheng
+852 2846 9066
wilson.cheng@hk.ey.com

Jacqueline Chow
+852 2629 3122
jacqueline.chow@hk.ey.com

Ryan Dhillon
+852 3752 4703
ryan.dhillon@hk.ey.com

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

Ada Ma
+852 2849 9391
ada.ma@hk.ey.com

Jennifer Kam
+852 2846 9755
jennifer.kam@hk.ey.com

Karina Wong
+852 2849 9175
karina.wong@hk.ey.com

Leo Wong
+852 2849 9165
leo.wong@hk.ey.com

Ricky Tam
+852 2629 3752
ricky.tam@hk.ey.com

Susan Kwong
+852 2629 3117
susan.tm.kwong@hk.ey.com

Jasmine Tian
+852 2629 3738
jasmine.tian@hk.ey.com

Winnie Kwan
+852 2629 3211
winnie.yw.kwan@ey.com

Emma Campbell
+852 2629 1714
emma.ef.campbell@hk.ey.com

China Tax Services

Jane Hui
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Gloria Chan
+852 2849 9244
gloria.lk.chan@hk.ey.com

US Tax Services

Cliff Tegel
+852 2629 3434
cliff.tegel1@hk.ey.com

Payroll Operate

Vincent Hu
+852 3752 4885
vincent-wh.hu@hk.ey.com

Accounting Compliance and Reporting

Linda Liu
+86 21 2228 2801
linda-sy.liu@cn.ey.com

Cecilia Feng
+852 2846 9735
cecilia.feng@hk.ey.com

International Tax Services

Winnie Kwan
+852 2629 3211
winnie.yw.kwan@ey.com

Transfer Pricing Services

Martin Richter
+852 2629 3938
martin.richter@hk.ey.com

Kenny Wei
+852 2629 3941
kenny.wei@hk.ey.com

Monica Leung
+852 2629 3272
monica-sk.leung@hk.ey.com

Lewis Chan
+852 2629 3194
lewis.chan@hk.ey.com

Transaction Tax Services

Jane Hui
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Jasmine Tian
+852 2629 3738
jasmine.tian@hk.ey.com

Emma Campbell
+852 2629 1714
emma.ef.campbell@hk.ey.com

Financial Services

Paul Ho
Tax Leader for Hong Kong
+852 2849 9564
paul.ho@hk.ey.com

Hong Kong Tax Services

Paul Ho
+852 2849 9564
paul.ho@hk.ey.com

Ming Lam
+852 2849 9265
ming.lam@hk.ey.com

Sunny Liu
+852 2846 9883
sunny.liu@hk.ey.com

Helen Mok
+852 2849 9279
helen.mok@hk.ey.com

Edward Tang
+852 2515 4184
edward.ts.tang@hk.ey.com

Global Information Reporting and Withholding

Paul Ho
+852 2849 9564
paul.ho@hk.ey.com

Francis Tang
+852 2629 3618
francis-ks.tang@hk.ey.com

US Tax Services

Camelia Ho
+852 2849 9150
camelia.ho@hk.ey.com

International Tax Services

Sophie Lindsay
+852 3189 4589
sophie.lindsay@hk.ey.com

Maggie Mang
+852 3471 2759
maggie.mang@hk.ey.com

Karen Lui
+852 2232 6455
karen.sy.lui@hk.ey.com

Steve Strathdee
+852 2629 3378
steve.strathdee@hk.ey.com

Bas Sijmons
+852 2846 9704
bas.sijmons1@hk.ey.com

Transfer Pricing Services

Ka Lok Chu
+852 2629 3044
kalok.chu@hk.ey.com

Justin Kyte
+852 2629 3880
justin.kyte@hk.ey.com

Transaction Tax Services

Sunny Liu
+852 2846 9883
sunny.liu@hk.ey.com

Tax Technology and Transformation Services

Robert Hardesty
+852 2629 3291
robert.hardesty@hk.ey.com

People Advisory Services

William Cheung
+852 2629 3025
william.cheung@hk.ey.com

Anthony Lam
+852 2629 3645
anthony.lam@hk.ey.com

Emily Chan
+852 2629 3250
emily-my.chan@hk.ey.com

Winnie Walker
+852 2629 3693
winnie.walker@hk.ey.com

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2026 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03026898
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.